

大牟田都市計画地区計画（岩本地区）の決定 （大牟田市決定）
 都市計画岩本地区地区計画を次のように決定する。

名 称		岩本地区地区計画
位 置		大牟田市大字岩本及び大字白銀の一部
面 積		約 9.4ha
区域の整備、開発及び保全に関する方針	地 区 計 画 の 目 標	本地区は、九州新幹線鹿児島ルート新駅の設置と主要地方道相互のクロスポイントであり、交流拠点として高いポテンシャルを活かした拠点の形成、更には利便性と豊かな自然環境と調和した快適な居住環境の双方を兼ね備えた市街地を形成することにより、それぞれが共存できる『賑わいと緑あふれる暮らしやすい街』を目指す。
	土地利用の方針	地区計画の目標を達成するため、土地利用の方針を次のように定める。 1．交通結節点として求められる都市施設を適切に配置する。 2．住宅街区 主としてゆとりある居住環境を求める転入者のための戸建て住宅の導入を図り、緑豊かで潤いのある住環境の形成を図るとともに、居住者のための利便施設の導入を図る。 3．交流街区 周囲の住環境に配慮しつつ、主として地区内居住者、周辺居住者及び新幹線利用者のための施設の導入を図る。
	都市基盤施設の整備の方針	1．都市計画道路 3・4・46 新大牟田駅前線、（主）大牟田高田線を整備するとともに、地区内交通も円滑に処理できるよう区画道路を適切に配置し、周辺街区を含めた良好な道路網の形成を図る。 2．新幹線利用者のための駅前広場及び駐車場の整備を図る。 3．新幹線利用者と地区内居住者等との相互交流を促進する公園等の整備を図る。
	建築物等の整備の方針	周辺の良好な住環境や豊かな田園空間と調和するよう、建築物等の配置や意匠に十分配慮し、敷地内の緑化に努める。

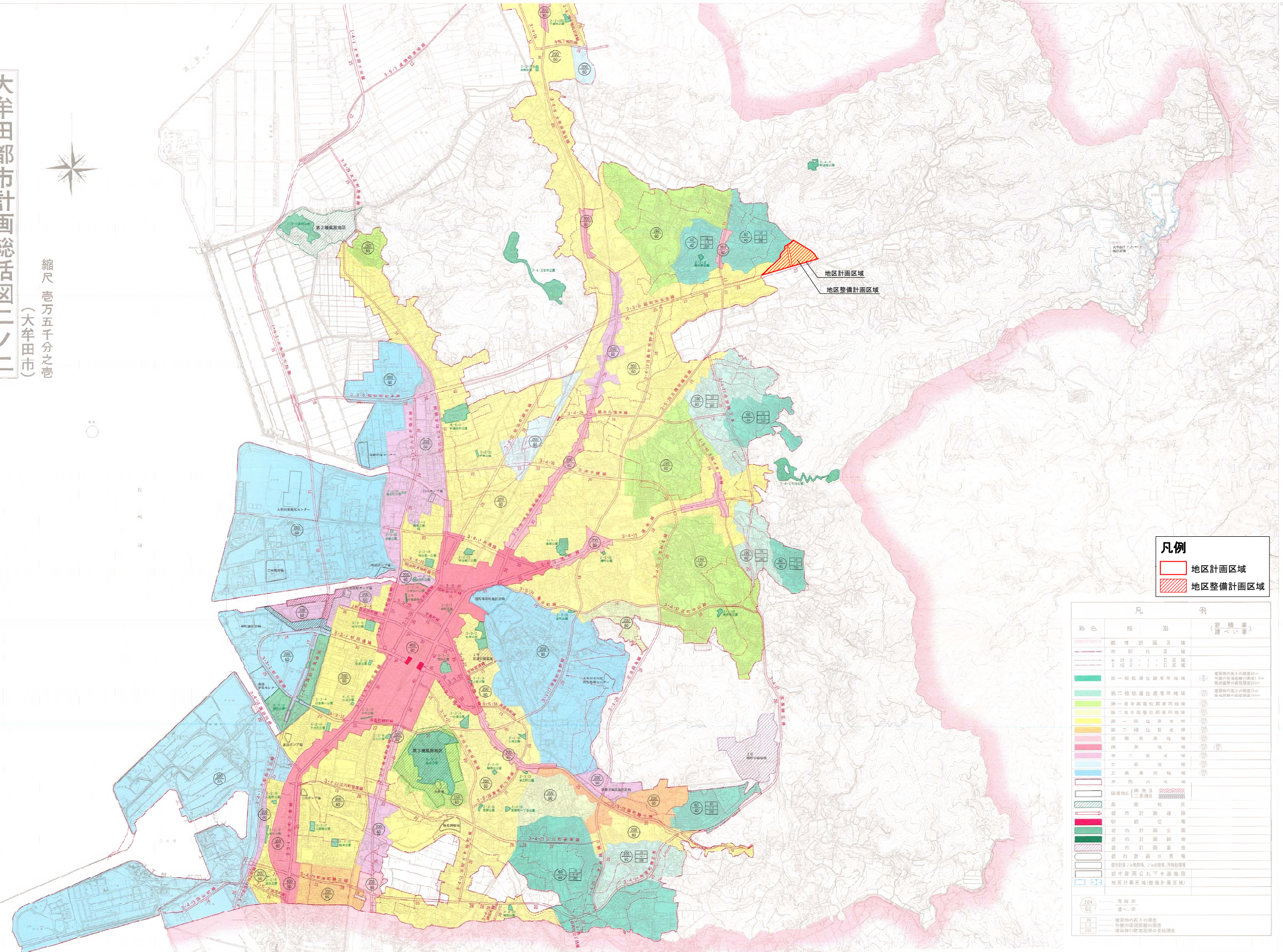
地区整備計画	建築物等に関する事項	地区の区分	地区の名称	住宅街区	交流街区
			地区の面積	約 5.4ha	約 3.3ha
		建築物等の用途の制限		次に掲げる建築物は建築してはならない。	
				1 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類するもの	
				2 ホテル又は旅館	
				3 店舗、飲食店その他これらに類するもので、その部分の床面積の合計が 500 m ² を超えるもの	店舗、飲食店その他これらに類するもので、その部分の床面積の合計が 1,000 m ² を超えるもの
				4 自動車教習所	
				5 葬儀場	
				6 資材置き場、バスターミナル、港湾施設、荷とき場、宅配便の配送場、空港の倉庫	
				7 畜舎	
				8 住宅に付随する農業用納屋を除く農林漁業施設	
				9 処理場、浄水場、火葬場、発電所、変電所	
				10 第1種住居地域に建築してはならない建築物	
		建築物の敷地面積の最低限度		200 m ²	
		建築物等の高さの最高限度		建築物の高さの最高限度は 10m とする。	

「地区計画及び地区整備計画の区域」は計画図表示のとおり。
理由：別紙のとおり

1:15,000

大牟田都市計画総括図二ノ二

縮尺 壹万五千分之壹
(大牟田市)



凡例

地区計画区域

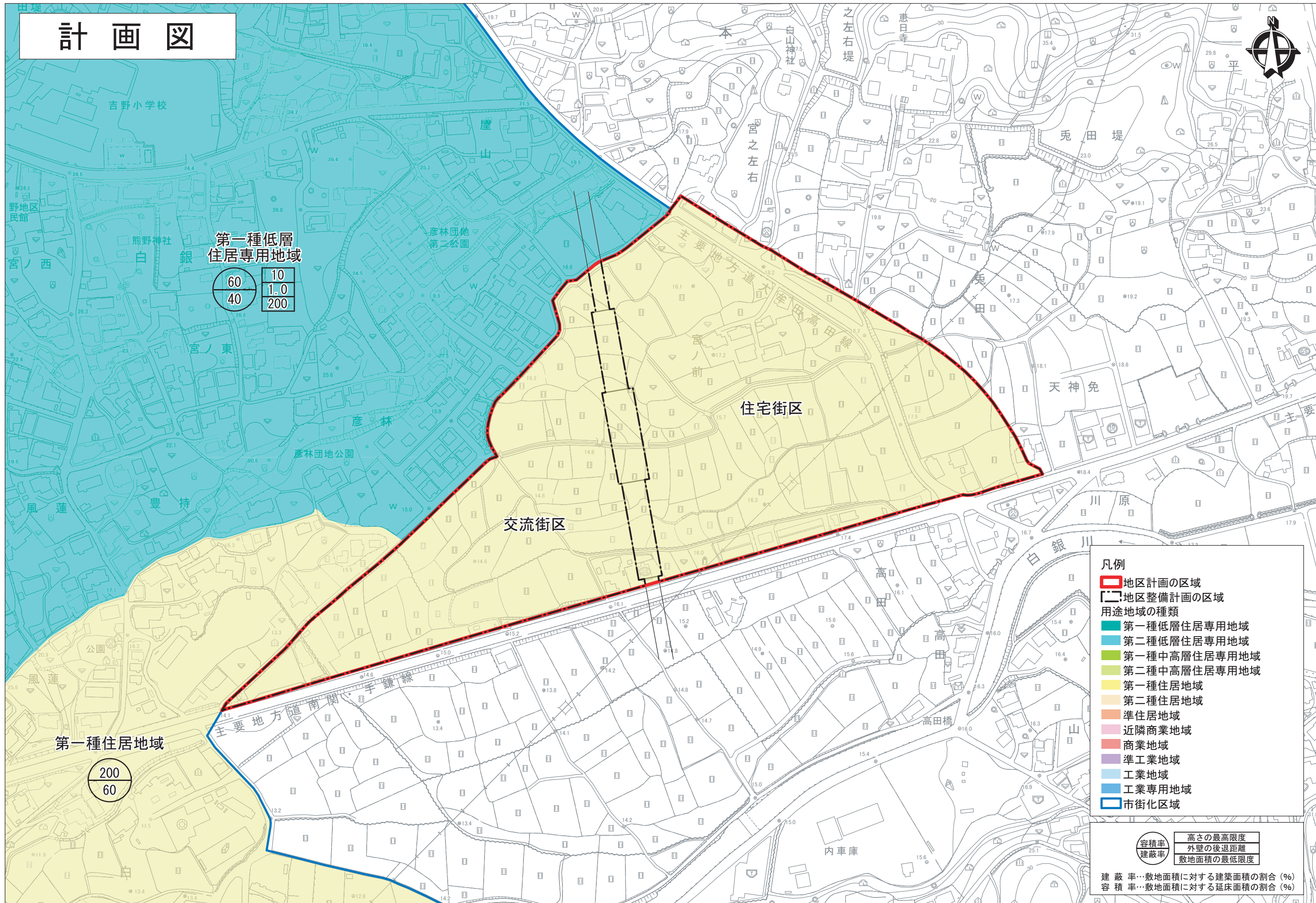
 地区整備計画[illegible]

「この測量成果は、建設省国土院院長の承認を経て国院所管の測量成果を使用して得たものである。」

計區總別 程 岡 泉 大 牟 巴

本図は、平成16年5月現在の都市計画の概略を示したものであり、道路や開発等の際には用途地域等都市計画制限については大牟田市都市整備部

計 画 図



凡例

地区計画の区域

地区整備計画の区域

用途地域の種類

- 第一種低層住居専用地域
- 第二種低層住居専用地域
- 第一種中高層住居専用地域
- 第二種中高層住居専用地域
- 第一種住居地域
- 第二種住居地域
- 準住居地域
- 近隣商業地域
- 商業地域
- 準工業地域
- 工業地域
- 工業専用地域
- 市街化区域

容積率	高さの最高限度
建蔽率	外壁の後退距離
	敷地面積の最低限度

建 蔽 率…敷地面積に対する建築面積の割合 (%)

容 積 率…敷地面積に対する延床面積の割合 (%)